

令和3年度税制改正に係る要望書

令和2年11月24日

千葉県町村議会議長会

世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の景気は極めて深刻となり、自治体の税収は、大幅な減収が見込まれています。

しかしながら、町村においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生への取組、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策等の様々な施策を講じなければならず、税財源の安定的確保が必要となっています。

つきましては、令和3年度の税制改正に当たり、次の事項について、必要な措置を講じるよう要望いたします。

記

1 固定資産税の現行制度堅持

固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。

また、令和3年度の固定資産の評価替えについては、先送りすることなく、確実に実施すること。

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置の期限到来での終了

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税や軽自動車税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 ゴルフ場利用税の現行制度堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

令和2年11月24日

千葉県町村議会議長会長 野村 賢一